



# 熊本県公報

号外 第 4 号

平成 23 年 3 月 14 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…… (警察本部警務課) 1

### 登 載 依 頼

#### 熊本県公安委員会規則第 7 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 3 月 14 日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県警察の組織に関する規則(平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 40 条第 1 項中「捜査第一課に刑事指導官及び」を「刑事企画課に刑事指導官を、捜査第一課に」に、「刑事調査官」を「検視官」に改め、同条第 4 項中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

第 41 条第 1 項中「地域指導対策官を」の次に「、捜査第一課に広域捜査官を」を加え、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 7 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 広域捜査官は、上司の命を受け、広域重要事件の指導及び調整に関する事務を処理する。

#### 附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 40 条第 1 項及び第 4 項の改正規定(「刑事調査官」を「検視官」に改める部分に限る。)は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。